

## 宿泊約款及び利用規則

### 宿泊約款

#### 【本約款の適用】

##### 第1条

1. 当施設の締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設は前項の規定に関わらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

#### 【宿泊契約の申込み】

##### 第2条

1. 当施設に宿泊申し込みをしようとする方は、次の事項を当施設へ申し出て頂きます。
  - (1) 氏名、住所、年令、電話番号、性別、職業、宿泊日
  - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、前泊地、後泊地
  - (3) 出発日、人数、出発時刻、同室者の年齢区分(大人・小人・幼児)
  - (4) その他、当施設が必要と認めた事項(大人・小人・幼児及び家族構成)
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第1号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

#### 【宿泊契約の成立等】

##### 第3条

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾した時に成立するものとします。但し、当施設が承諾しなかった事を証明した時は、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立した時は、期間を定めて宿泊期間の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求める事があります。
3. 前項の予約金は、第6条に定める場合には同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

#### 【宿泊引受けの拒絶】

##### 第4条

当施設は次に掲げる場合において、宿泊契約に応じないことがあります。

1. 満室により客室の余裕がないとき。
2. 宿泊の申込がこの約款によらないものであるとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、次の事項に該当すると認められるとき。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力。  
暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるもの。

5. 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
6. 宿泊しようとする者が利用施設もしくは利用施設職員に対し暴力的要求行為、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。
7. 天災・施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
8. 他のお客様の迷惑となる行為と判断した場合。

#### 【予約の解除】

##### 第5条

1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除したときは、次の項目に掲げるところにより違約金を申し受けます。

##### 〔違約金〕

宿泊日の2日前に解除した場合、宿泊料金の30%

宿泊日の前日に解除した場合、宿泊料金の50%

宿泊日当日に解除した場合及び連絡なく不着になった場合、宿泊料金の100%

3. 当施設は宿泊客が宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過時刻）になっても到着しないとき、その宿泊予約は取消しされたものとみなして処理することがあります。
4. 前項の規定により取消しされたものとみなした場合において、宿泊客がその連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等の公共の運輸機関の不着または遅延その他により宿泊客の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第2項の違約金はいただきません。

#### 【当施設の契約解除権】

##### 第6条

1. 当施設は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が次の事項に該当すると認められるとき。  
暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力  
暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき  
法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
  - (3) 宿泊客がほかの宿泊客等（利用施設職員、近隣住民含む）に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
  - (4) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 第3条第2項の予約金の支払いを請求した場合において期限までにその支払がないとき。
  - (8) 第2条第1項及び第3項の事項と異なるとき。
  - (9) 当施設が定める利用規則に従わないとき。
2. 当施設は前項の規定に基づいて宿泊予約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

## 【宿泊の登録】

### 第7条

1. 宿泊者は、宿泊日当日、当施設受付において次の事柄を登録していただきます。

- (1) 氏名、住所、年齢、電話番号、性別、職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、前泊地、後泊地
- (3) 出発日、人数、出発時刻、同室者の年齢区分(大人・小人・幼児)
- (4) その他、当施設が必要と認めた事項(大人・小人・幼児及び家族構成)

## 【客室の利用時間】

### 第8条

1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が施設内および客室内に置き忘れられていた場合、法令に基づいて当施設が相当と考える措置をとる事とします。当該手荷物または携帯品の所有者が明確に判明したときは、当施設は、その裁量に基づき、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めることが出来る(ただし、義務ではない)ものとします。
3. 宿泊客がチェックアウトしたのち、受付スペース等の客室以外の施設内にて、宿泊に相当する長時間の当施設の使用が明らかな場合、相当の料金を申し受ける場合があります。

## 【料金の支払い】

### 第9条

1. 料金の支払いは現金又はクレジットカードにより、宿泊客のチェックアウトの際または、当施設が請求した時に受付で行っていただきます。
2. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 【利用規則の遵守】

### 第10条

宿泊者は当施設の利用規則に従っていただきます。

## 【当施設の責任】

### 第11条

1. 当施設の宿泊に関する責任は、宿泊者が当施設受付において宿泊の登録を行ったとき又は客室に入ったときのうち、いずれか早い時期に始まり宿泊客が出発するためチェックアウトした時に終わります。
2. 宿泊客が当施設の利用規則に従わない為に発生した事故に関して、当施設はその責任を負いません。
3. 当施設の責に帰すべき理由により、宿泊客に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊客にできる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

#### 【駐車の責任】

##### 第 12 条

当施設駐車場内における 車両及びその積載物の盗難・紛失又は毀損、事故については一切責任を負いません。

#### 【宿泊客の責任】

##### 第 13 条

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

#### 【金銭その他貴重品】

##### 第 14 条

金銭その他貴重品は、自己責任にて管理して頂きます。滅失又は毀損等の損害について、当施設は一切責任を負いません。

#### 【コンピューター通信の使用】

##### 第 15 条

- 1.当施設内でのコンピューター通信の利用に当たっては、利用者自身の責任において行うものとし、利用中のシステム障害その他理由によりサービスが中断し、その結果、利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。
- 2.コンピューター通信の利用に際し、当施設が不適切と判断した行為により、当施設及び第三者に損害が見込まれる場合、又は生じた損害についてはその損害相当額を申し受けます。

#### 【本約款の変更】

##### 第 16 条

この約款に定めのない事項及び営業を行う上で必要であると判断した場合には、事前に予告なく内容を変更することがあります。

## 利用規則

### 1. 適用範囲

1. 当施設の全施設（宿泊施設、敷地等すべてを含みます。以下総称して「当諸施設」といいます。）ご利用の来客者に適用させていただきます。但し、本規則に定めのないものは、宿泊約款を適用させていただきます。

### 2. 火災予防および保安に関すること

1. 当施設内は全客室禁煙とさせていただきます。喫煙される場合は必ず指定の喫煙所をご利用下さい。

### 3. お預かり品、お忘れ物等の取扱いに関すること

1. お預かり品及び保管は、原則お預かりの日から 3 カ月間となっております。それ以降は、当施設にて処分させていただきます。

2. お忘れ物、拾得物の処置は法令（遺失物法）に基づいてお取り扱いさせていただきます。

### 4. 当諸施設に関すること

#### 1. インターネット利用について

・無線 LAN については、サービス提供の一部として実施しており、インターネット環境を 100% 保障するものではありません。

・お客様の機器設定や回線の混雑状況等により通信速度低下や、繋がらない場合もございますので、予めご了承ください。

・お客様のパソコン又は、通信端末環境の各種設定に関して、当施設では一切のサポートは致しかねます。

・接続する通信端末機器のセキュリティに関しては、お客様の責任において、保護・管理していただきますようお願い申し上げます。

2. 宿泊客が当施設の施設内設備を利用できる時間は、チェックイン日の午後 3 時からチェックアウト日の朝 10 時までとします。チェックイン前、チェックアウト後の施設内設備利用については別料金を請求致します。

### 5. 行動に関すること

1. 当施設ご利用のお客様は必ず当施設スタッフの指示に従って行動して下さい。承諾頂けない場合は退去頂く場合がございます。

2. 当施設内の入退は当施設とご契約頂いたお客様のみ可能となります。

3. 当施設内は全施設禁煙とさせていただきます。喫煙される場合は必ず所定の屋外喫煙所をご利用下さい。

4. 当施設内で発生したゴミ類は、当施設の分別に従ってお捨て下さい。

5. 当施設内で飲酒をされた方は自動車・自転車等の運転を行うことはできません。

6. 当施設内に危険物や法律により禁じられたものを持ち込むことはできません。

### 6. 責任に関すること

1. 当施設利用者間に発生したトラブルは一切責任を負いません。必ず当事者間にて解決して下さい。

## 7.その他の禁止事項

1. 当諸施設で賭博、又は風紀を乱すような行為。
2. 当諸施設で他のお客様等（当施設スタッフ、近隣住民含む）にご迷惑を及ぼすような大声、放歌、または喧騒な行為。
3. 著しく不潔な身体または服装により他のお客様等（当施設スタッフ、近隣住民含む）に迷惑を及ぼす恐れが認められること。
4. 客室を当施設の許可なしに宿泊及び飲食以外の目的に使用すること。
5. 当諸施設に他のお客様の迷惑になるものをお持込みになること。
  - イ. 犬、猫、小鳥等の動物、ペット全般（但し、盲導犬、介助犬は除く）
  - ロ. 発火又は引火しやすい火薬・発揮油類、危険性のある製品、悪臭を発する物、その他法令で所持を禁じられている物等
6. 当諸施設の諸設備、諸物品に傷や異物をつけたり、当施設の許可なく他の場所へ移動させる等、現状を変更する行為。又、施設外に持ち出したりする行為。
7. 当諸施設で許可なく、広告、宣伝物の配布、掲示、物品の販売、勧誘、営業行為等、及びビラ等の配布、署名活動等を行うこと。
8. 施設内で撮影された写真等を当施設の許可なく営業上の目的で公にすること。
9. 当諸施設のある地域で他のお客様、近隣住民等にご迷惑を及ぼすような大声、放歌、または喧騒な行為。
10. その他当施設が不相当と判断する行為。

## 8. 情報に関すること

1. 当施設の屋号、湯宿川本屋は当施設以外の第三者が使用することを禁じます。
2. 当施設は旅館業営業許可にて運営を行っております。
3. 当施設ご利用時にご登録頂いた個人情報個人情報保護法に基づいて守られ、第三者への開示・譲渡・販売を行うことは一切ありません。但し、例外として以下の場合を除きます。
  - イ. お客様自身が、開示について事前に同意頂いた場合。
  - ロ. 法令および、管轄官公庁により開示が求められた場合。
4. 当施設ご利用時にご登録頂いた電子メールアドレスは、当施設の任意のタイミングでお客様ご本人へ広告やお知らせを行うことができます。
5. 当ホームページに掲載されている写真や文章、デザインは当施設の所有権が発生致します。無断で使用する事を禁じます。
6. 本利用規則に関する内容は予告なく変更する事があり、その事前通知の義務はありません。

附則 本規則は、平成29年3月28日より施行します。

以上